

令和8年2月27日招集

# 2月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

## 令和7年度2月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年2月27日(金) 午後2時30分から午後3時06分

2 開催場所 江南区福祉センター2階多目的ホール

3 出席委員 (34人)

### 農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親	11番 高橋潤一	12番 塩原信子
13番 帯瀬和幸	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	21番 草野伸一
	23番 高橋仁	24番 吉田浩

### 農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 笠原綱生	6番 白井雅彦
7番 伊勢亀裕二	8番 渡辺裕威	9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第53号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第54号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第55号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第56号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己  
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩

南区事務所長 佐藤政道      西区事務所長 佐藤清隆  
西蒲区事務所長 佐々木徹  
管理係長 藤崎由香里      農地係長 早川努      農政振興係長 和田友宏  
管理係主査 武田勇      農地係主査 島倉明彦

## 7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度2月定例総会を開会いたします。</p> <p>22番 増井 勝 委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、24番 吉田浩委員、1番 田村良雄委員に お願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第53号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第54号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第55号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で4件、中央地区で8件、秋葉区で6件、南区で13件、西区で6件、西蒲区で17件の計54件です。</p> <p>次に議案第53号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、南区で1件、西区で1件の計3件です。</p> <p>次に議案第54号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で5件、秋葉区で1件、南区で2件、西蒲区で2件の計11件です。</p> <p>次に議案第55号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は69件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の6件は、去る2月25日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第57号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」から「北4号」は、農地を交換するものです。相互の希望により、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第53号農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書19ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地をライスセンターに転用するものです。転用者は申請地近くで農業を営んでいますが、耕作面積の増加</p>

<p>議長</p> <p>中央区部会長</p>	<p>に伴い、既存施設が手狭になったため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、用途変更を行っており、農業用施設に転用するため許可できるものです。</p> <p>土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>次に、議案第54号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書22ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地近くで自動車販売業を営んでいますが、販売車両の需要が多く、現在の敷地では不足したため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の13件は、去る2月25日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページから5ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、利用実態に合わせ、隣接地との交換により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中2号」、「中3号」、「中5号」、及び「中7号」は、いずれも、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中4号」、「中6号」、及び「中8号」は、相手方の要望を受け、売買、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第54号 農地法第5条許可申請についてで</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>23ページから24ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、使用貸借権を設定し、「中2号」から「中4号」は、売買によりいずれも将来設計を考え、個人住宅建築敷地として転用するものです。</p> <p>「中5号」は、売買により、特定建築条件付売買予定地として転用するものです。</p> <p>農地区分はいずれも第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件、第5条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>秋葉区部会長の笠原でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の7件を、25日に審査いたしました。</p> <p>「議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」です。</p> <p>議案書6ページ、7ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲受人の申出により売買するものです。</p> <p>「秋2号」、「秋3号」は譲受人の申出により貸借権を設定するものです。</p> <p>「秋4号」、「秋6号」は譲渡人の申出により贈与するものです。</p> <p>「秋5号」は譲渡人の申出により売買するものです。</p> <p>続いて、「議案第54号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」です。</p> <p>議案書25ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は第3種農地に農機具格納用ビニールハウスの設置敷地として申請したものです。</p> <p>以上7件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p>

南区部会長

南区部会長の伊勢亀でございます。

それでは、ご報告させていただきます。

南区部会の審査案件は16件で、去る2月25日に審査を行いました。

議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書の8ページから11ページをご覧ください。

「南1号」と「南4号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を贈与により所有権を取得するものです。

「南2号」は、譲受人が家庭菜園を始めるため、宅地の隣の農地に使用貸借権を設定するものです。

「南3号」、「南5号」、「南6号」、「南7号」、「南8号」、「南9号」、「南10号」、「南11号」、「南12号」及び「南13号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。

次に、議案第53号 農地法第4条許可申請に関する処分決定です。

議案書の20ページをご覧ください。

「南1号」は、営農型太陽光発電設備の支柱敷地に一時転用するため申請しました。3年間の期間延長となります。申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。

次に、議案第54号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。

議案書の26ページをご覧ください。

「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天資材置場敷地に転用するものです。

転用者は、隣でスクラップ業を営んでいますが、事業の拡大により露天資材置場を拡張するため申請しました。

申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。

次の「南2号」は、農地に貸借権を設定し、露天駐車場敷地に転用するものです。

転用者は、隣でスーパーマーケットを営んでいますが、お客様の駐車場が不足しているため申請しました。

申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断さ

<p>議長</p> <p>西区部会長</p>	<p>れます。</p> <p>なお、4条許可申請1件、5条許可申請2件は、周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請13件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>2月25日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」から「西5号」までは売買、「西6号」は贈与による所有権の移転で、申請理由はいずれも、譲渡人の規模縮小および、譲受人の規模拡大によるものです。</p> <p>次に、21ページをご覧ください。</p> <p>議案第53号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、申請地を自己転用し、農舎建築及び露天駐車場敷地とするものです。農地区分は農振農用地ですが、農振法による用途変更が認められ、農用地利用計画に指定された用途に供するための転用に該当することから、許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、28ページをご覧ください。</p> <p>議案第55号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、本市発注下水道工事の工期延長に伴い、露天資材置場敷地の一時転用期間を延長するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請、6件、第4条許可申請および事業計画変更、各1件、合計8件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。</p>
------------------------	---

<p>議 長</p>	<p>報告は以上です。</p>
<p>西蒲区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の19件は、去る2月25日に審査を行いました。</p> <p>議案第57号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書14ページから18ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」から「蒲3号」は、譲渡人の要望により、所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲4号」、「蒲6号」、「蒲7号」および、「蒲9号」から「蒲13号」は、譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」および「蒲8号」は、以前から耕作していた譲受人へ所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲14号」および「蒲15号」と、「蒲16号」および「蒲17号」は、お互いの農地を集積するため、交換するものです。</p> <p>次に、議案第54号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書27ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>「蒲2号」は、売買により所有権移転し、露天駐車場敷地として利用するものです。</p> <p>駐車場所がなく苦慮していたところ、自宅うらの申請地を譲っていただけることとなり、申請に至りました。</p> <p>農地区分はいずれも第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請17件、第5条許可申請2件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の</p>

	<p>報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 5 7 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は、退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、追加議案第 5 7 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。関係の委員から、入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案書 1 9 ページ、議案第 5 3 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 2 2 ページ、議案第 5 4 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、</p>



<p>議 長</p>	<p>案件についてはいずれも各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>過去2ツキ同様、ほ場整備事業に関連して、一部の案件で従事日数がある方が経営体内にいない状態で自作する旨の申し出がされていることを踏まえ、167 ページ、地域計画の区域内における公社から耕作者への貸付に関する意見書にのみ、一部不相当として意見を付し、それ以外については、“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答したいと考えております。</p> <p>促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。</p> <p>県の公告は令和8年4月28日からとなります。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊の議案第56号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は、退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、別冊の議案第56号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について審議いたします。原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p>





<p>議 長 終了時間 15:06</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和7年度2月定例総会を閉会いたします。</p>
-------------------------------	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---